第3期　豊川市障害福祉計画

平成 24 年３月

豊川市

目次

第１章　計画の背景と趣旨 1
１　計画策定の背景と趣旨 3
（１）　障害福祉をめぐる動向 3
（２）　豊川市の取り組み 5
２　計画の位置づけ 6
（１）　上位・関連計画との位置づけ 6
（２）　計画期間 7
３　計画の策定過程 7
（１）　委員会の開催と市民意向の反映 7
第２章　本市の状況 9
１　統計からみる障害者の状況 11
（１）　障害者手帳所持者の状況 11
２　意識調査からみた現状と課題 13
（１）　市民アンケート調査の結果 13
３　団体ヒアリングからみた現状と課題 18
（１）　調査の実施概要 18
（２）　団体ヒアリングの結果について 18
４　事業所調査からみた現状と課題 19
（１）　事業所アンケート調査の実施概要 19
（２）　事業所アンケート調査の結果について 19
第３章　計画の基本的な考え方 21
１　本計画における基本理念 23
（１）　基本理念 23
２　第３期計画の基本的な考え方 24
（１）　障害福祉計画における国の基本的理念 24
（２）　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 25
（３）　相談支援の提供体制に関する基本的な考え方 26
（４）　障害者虐待防止に向けた取り組み 27
（５）　障害者自立支援法の改正に伴う障害児及び発達障害者への取り組み 28
３　自立支援体制の構築 29

第４章　第３期計画における目標値 31
１　数値目標の設定 33
（１）　目標値の基本的な指針 33
第５章　サービス見込量と確保のための方策 39
１　障害福祉サービスの見込み 41
（１）　訪問系サービス 41
（２）　日中活動系サービス 43
（３）　居住系サービス 45
（４）　相談支援（サービス利用計画作成） 46
２　地域生活支援事業の見込み 47
（１）　相談支援事業 47
（２）　成年後見制度利用支援事業 48
（３）　コミュニケーション支援事業 49
（４）　日常生活用具給付等事業 50
（５）　移動支援事業 51
（６）　地域活動支援センター事業 52
（７）　その他の事業 53
第６章　計画の推進と点検・評価 55
１　計画の推進 57
２　点検・評価 57
３　計画の周知・情報提供 57
資料編 59
１　計画策定のスケジュール 61
２　豊川市障害者福祉計画及び障害福祉計画策定委員会 62
（１）　設置要綱 62
（２）　委員名簿 64

第１章　計画の背景と趣旨

第１章　計画の背景と趣旨

１　計画策定の背景と趣旨

（１）障害福祉をめぐる動向

①　障害者基本法の改正と発達障害に関する動き

国では、平成 14 年 12 月に新「障害者基本計画」を策定し、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間に講ずべき障害者の施策の基本方向として、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」が掲げられました。平成 16 年６月には、障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別や権利利益を侵害する行為の禁止が規定されました。

また、平成 22 年 1 月に、障がい者制度改革推進会議が設置され、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法として「障害者基本法」の改正や、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定など、現在、国では新たな制度設計に向けた取り組みを行っています。

そのほか、平成 17 年４月に「発達障害者支援法」が施行されて以降、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害に代表される発達障害の定義と法的な位置づけが確立され、早期発見・早期の発達支援、保育、教育、就労支援、地域における生活支援等、ライフステージを通じた一貫した支援の流れが明確化されました。

平成 22 年 12 月には、障害者自立支援法が改正され、この法律に基づく支援の対象者として発達障害児（者）が含まれることが明記されました。

②　障害者自立支援法の一部改正

平成 18 年４月に、「障害者自立支援法」が施行され、「障害者が地域で暮らせる社会に」と「自立と共生の社会を実現」を目標とし、障害種別ごとに提供されていたサービスを市町村が一元的に提供するしくみに改めるとともに、市町村には障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画の策定が定められました。

障害者自立支援法は、利用者の定率負担が導入されたことや、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなどにより、様々な意見や課題があり、これまでに政省令の改正が実施され、平成 22 年 12 月には、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、一部改正が行われました。

■障害者自立支援法等の一部改正の概要（平成 22 年 12 月）

①　利用者負担の見直し（平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日から施行）
⇒利用者負担について、応能負担を原則に
⇒障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

②　障害者の範囲の見直し（平成 22 年 12 月 10 日施行）
⇒発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

③　相談支援の充実（平成 24 年 4 月 1 日施行）
⇒相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターの設置が可能、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
⇒支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④　障害児支援の強化（平成 24 年 4 月 1 日施行）
⇒児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
⇒放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

⑤　地域における自立した生活のための支援の充実（平成 23 年 10 月 1 日施行）
⇒グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
⇒重度の視覚障害者の移動を支援する同行援護サービスの創設（個別給付化）

（その他）事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

（２）豊川市の取り組み

平成 18 年４月に障害者自立支援法が施行され、障害種別を問わず、地域生活への移行や就労を進め、福祉や公費医療負担制度などのサービスを一元的に提供する制度となりました。

本市では、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画として、障害者が能力や適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、「第１期豊川市障害福祉計画」を策定し、「第２次豊川市障害者福祉計画」で掲げた「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害者の社会への「完全参加と平等」の実現をめざしたまちづくりを進めてきました。

平成 20 年度には、平成 21 年度を初年度とする３か年を計画期間とした、「第２期豊川市障害福祉計画」を策定し、国の動向を踏まえた障害福祉サービスの基盤整備や提供を行ってきました。計画期間の満了に伴い、平成 22 年２月１日の小坂井町との合併も踏まえて、平成 24 年度から 26 年度までを計画期間とする「第３期豊川市障害福祉計画」を策定するものです。

2　計画の位置づけ

（1）上位･関連計画との位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第１項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、策定が義務づけられた計画です。

策定にあたっては、国の定める「基本指針」に即することが規定されており、本市が進めていく障害福祉サービス等の見込量と方向性、地域生活支援事業の実施事業とその見込みを定めます。

また、平成 18 年３月に策定した「第２次豊川市障害者福祉計画」の実施計画として、国の基本指針と県計画との整合性を図るとともに、本市の上位計画やその他関連計画を踏まえたものとします。

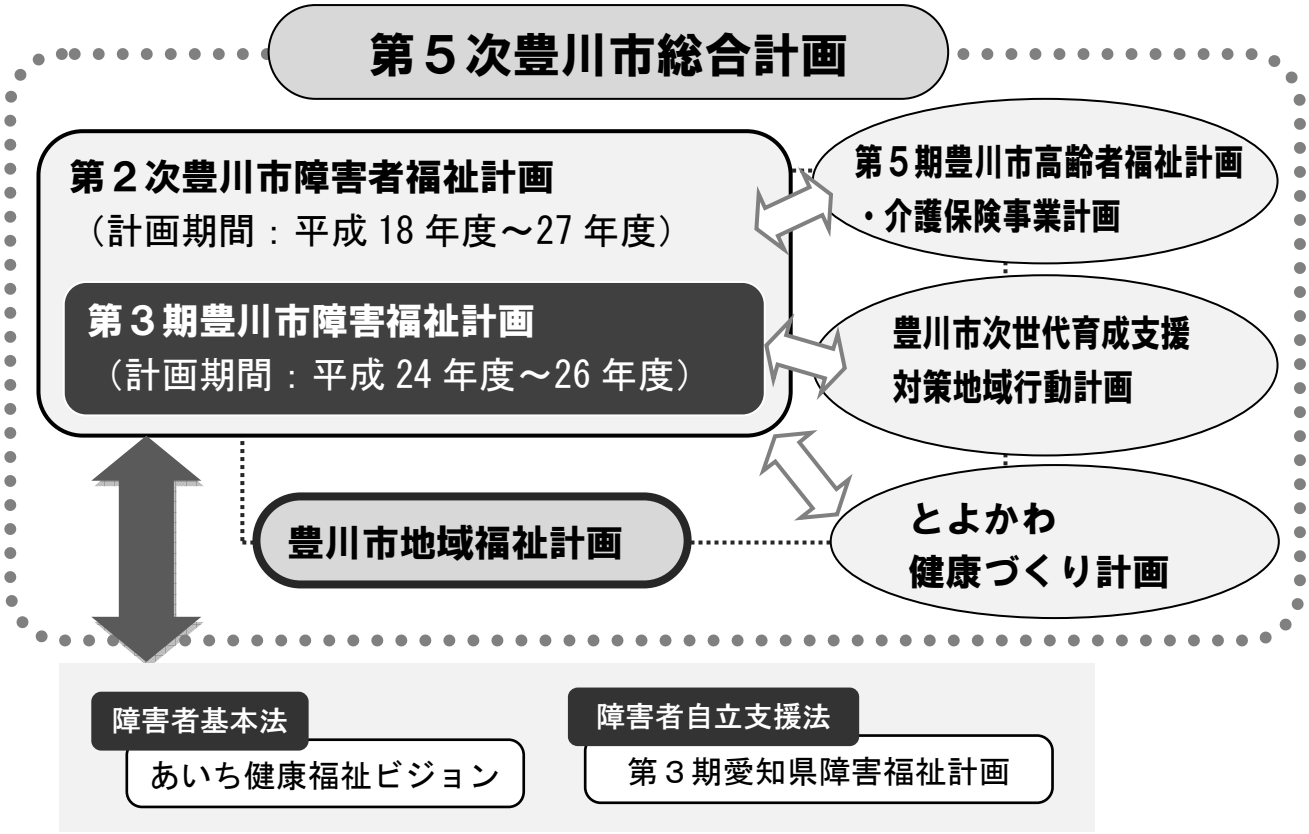

（２）計画期間

「第３期豊川市障害福祉計画」の計画期間は、平成 24 年度から 26 年度の３年間とします。

なお、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合は、適宜、見直しを行う可能性があります。

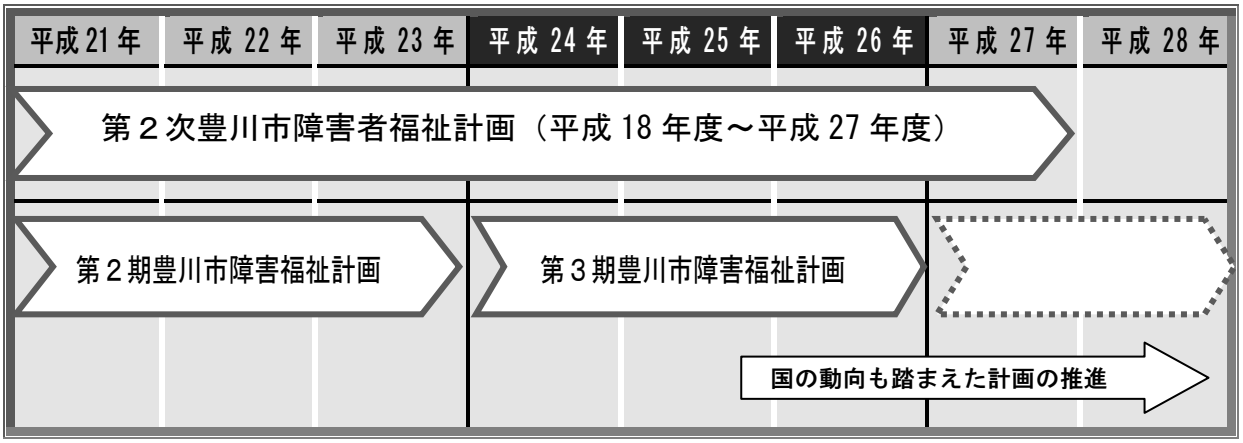

３　計画の策定過程

（１）委員会の開催と市民意向の反映

①　第3期豊川市障害福祉計画策定委員会の開催

本計画を地域の実情に応じた実効性のある内容とし、サービスを利用する障害者の方々をはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映するため、住民代表、福祉関係者、学識経験者などを委員とする「第３期豊川市障害福祉計画策定委員会」において審議し、策定しました。

②　意識調査の実施とヒアリングの開催

本計画を策定するにあたり、市内の障害者手帳所持者やサービス事業所を対象とした意識調査を実施しました。また、障害者と関係する当事者団体やボランティア団体へのヒアリング調査や面談による聞き取り調査を実施し、現状課題等の把握を行いました。

③　障害者地域自立支援協議会の活用

本計画の策定にあたっては、豊川市障害者地域自立支援協議会の意見聴取を行い、同協議会による助言・提言を踏まえ策定しました。

第2章　本市の状況

第２章　本市の状況

１　統計からみる障害者の状況

（１）障害者手帳所持者の状況

①　3障害の障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、平成 23 年４月１日現在で、7,924 人であり、そのうち、身体障害者手帳所持者が 5,837 人（73.7%）、療育手帳所持者が 1,164 人（14.7%）、精神障害者保健福祉手帳所持者が 923 人（11.6%）となっています。平成 20 年と比較すると、障害者手帳所持者に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加しています。

■障害者手帳所持者の割合

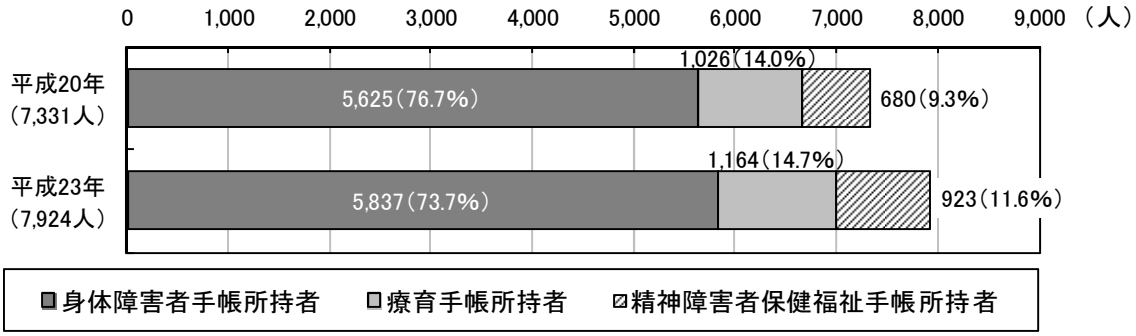

資料：豊川市福祉課（各年４月１日現在）
※小坂井町の合併前のデータを含む

②　身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数 5,837 人について、年齢区分をみると、18 歳未満が 126 人（2.1%）、18 歳～64 歳が 1,848 人（31.7%）、65 歳以上が 3,863 人（66.2%）と、身体障害者手帳所持者の高齢化が進行しています。

■身体障害者手帳所持者の年齢別割合

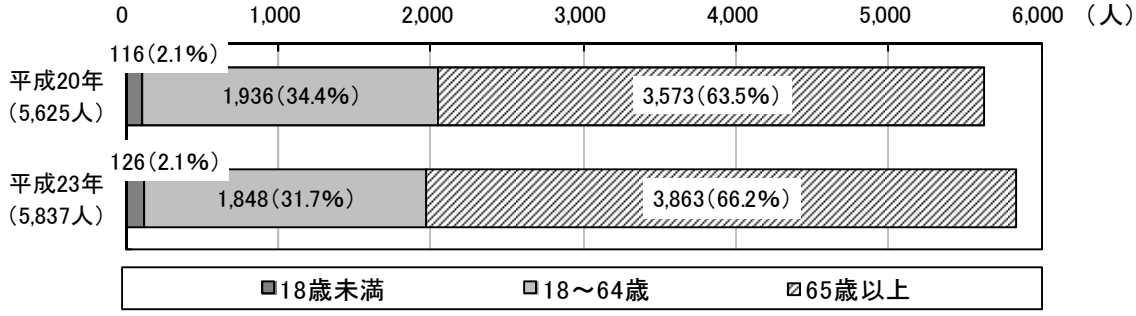

資料：豊川市福祉課（各年４月１日現在）
※小坂井町の合併前のデータを含む

③ 療育手帳所持者

療育手帳所持者数1,164人について、年齢区分をみると、18歳未満が373人(32.0%)、18歳～64歳が745人（64.0%）、65歳以上が46人（4.0%）となっています。平成20年と比較しても年齢別に占める割合にあまり変化はみられません。

■療育手帳所持者の年齢別割合

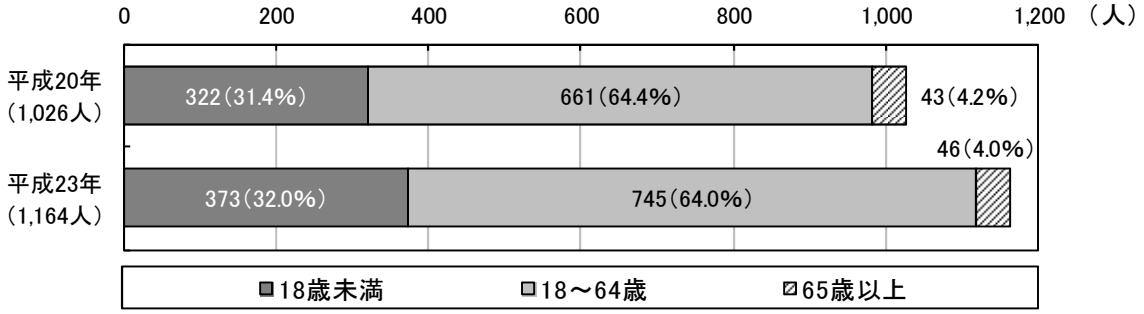

資料：豊川市福祉課（各年４月１日現在）
※小坂井町の合併前のデータを含む

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数923人について、年齢区分をみると、18歳未満が24人（2.6%）、18歳～64歳が747人（80.9%）、65歳以上が152人（16.5%）となっています。平成20年と比較してみると、身体障害者手帳所持者と同様に65歳以上が増加しており、高齢化の進行がみられます。一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者に占める割合が少ない18歳未満の取得が増加しており、取得年齢の低年齢化がみられます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別割合

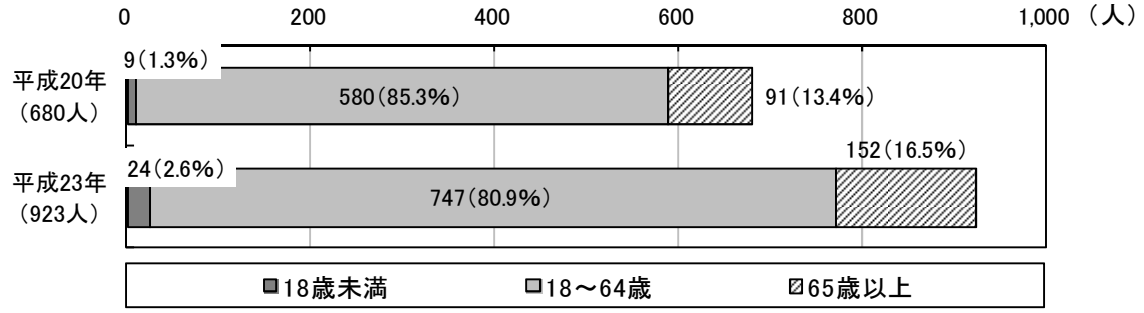

資料：豊川市福祉課（各年４月１日現在）
※小坂井町の合併前のデータを含む

2　意識調査からみた現状と課題

（1）市民アンケート調査の結果

計画策定の基礎資料とするため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象にアンケート調査を行いました。

①　調査方法と配布・回収

区分	内容				
調査客体	障害者手帳所持者から無作為抽出				
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収				
調査基準日	平成 23 年 11 月 1 日				
調査期間	平成 23 年 11 月 7 日～平成 23 年 11 月 21 日				
	配布数	回収件数	回収率	有効回答件数	有効回答率
障害者手帳所持者	2,459 件	1,481 件	60.2%	1,458 件	59.3%

※回答数の合計は、重複手帳所持者の回答を含むため、アンケート調査の有効回答件数と異なります。

②　調査結果について〔抜粋〕

【回答者の属性】

障害種別によるアンケート調査の回答者の性別、年齢は以下のようになっています。

■性別

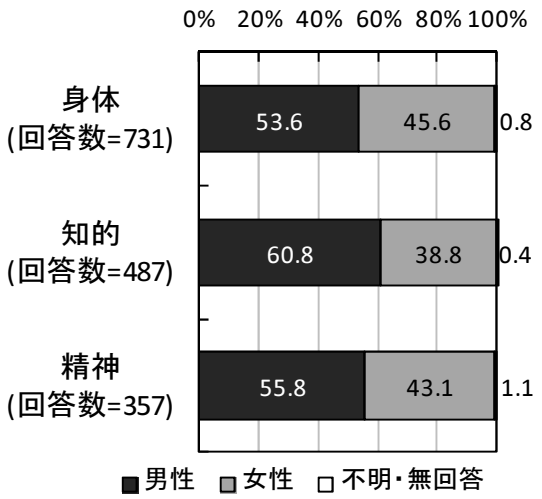

資料：アンケート調査（平成 23 年 11 月）

■年齢別

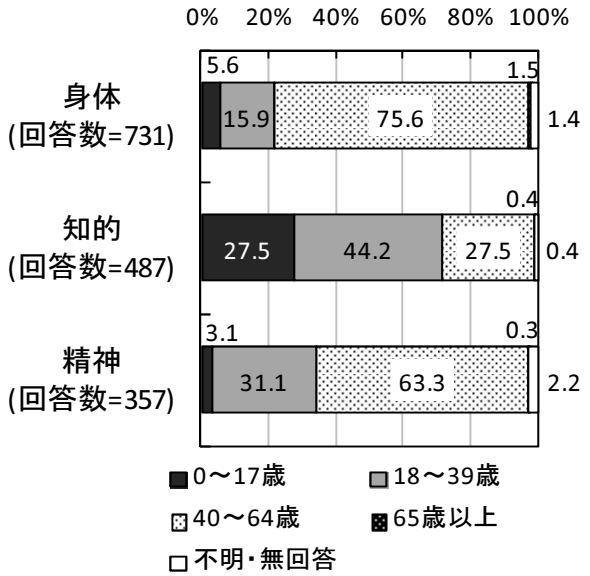

【障害福祉サービス・地域生活支援事業】

障害福祉サービスの利用状況は、知的障害者でおよそ４割となっており、他の障害の２倍の利用状況となっています。

障害種別を問わず、居宅介護（ホームヘルプ）の利用意向が高くなっています。

身体障害者では、居宅介護（ホームヘルプ）のほか、日常生活の便宜を図る日常生活用具給付事業や日中の活動を支援する生活介護の利用意向が高い傾向にあります。

知的障害者では、緊急時の受け入れや日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とした、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援事業と、行動援護や移動支援事業の外出に関するサービスの利用意向が高い傾向にあります。

精神障害者では、就労の機会を提供し知識や能力の向上を図る就労継続支援や、外出の支援を行う行動援護の利用意向が高い傾向にあります。

■障害福祉サービス利用の有無

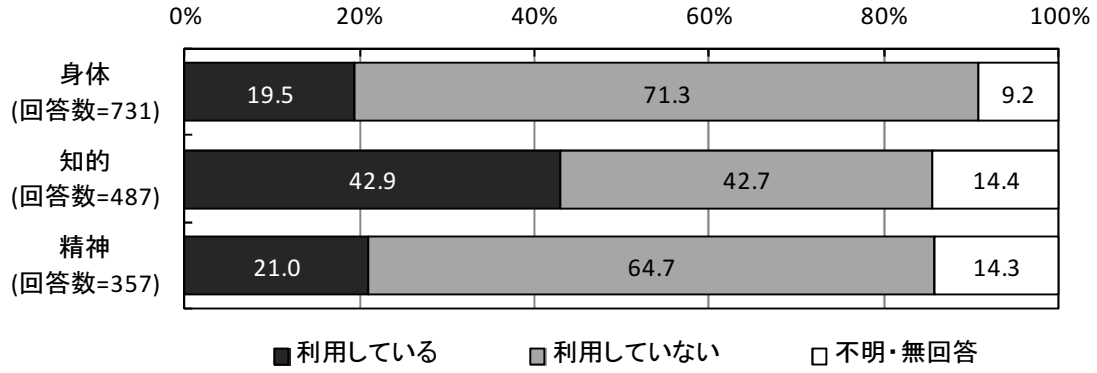

資料：アンケート調査（平成 23 年 11 月）

■障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

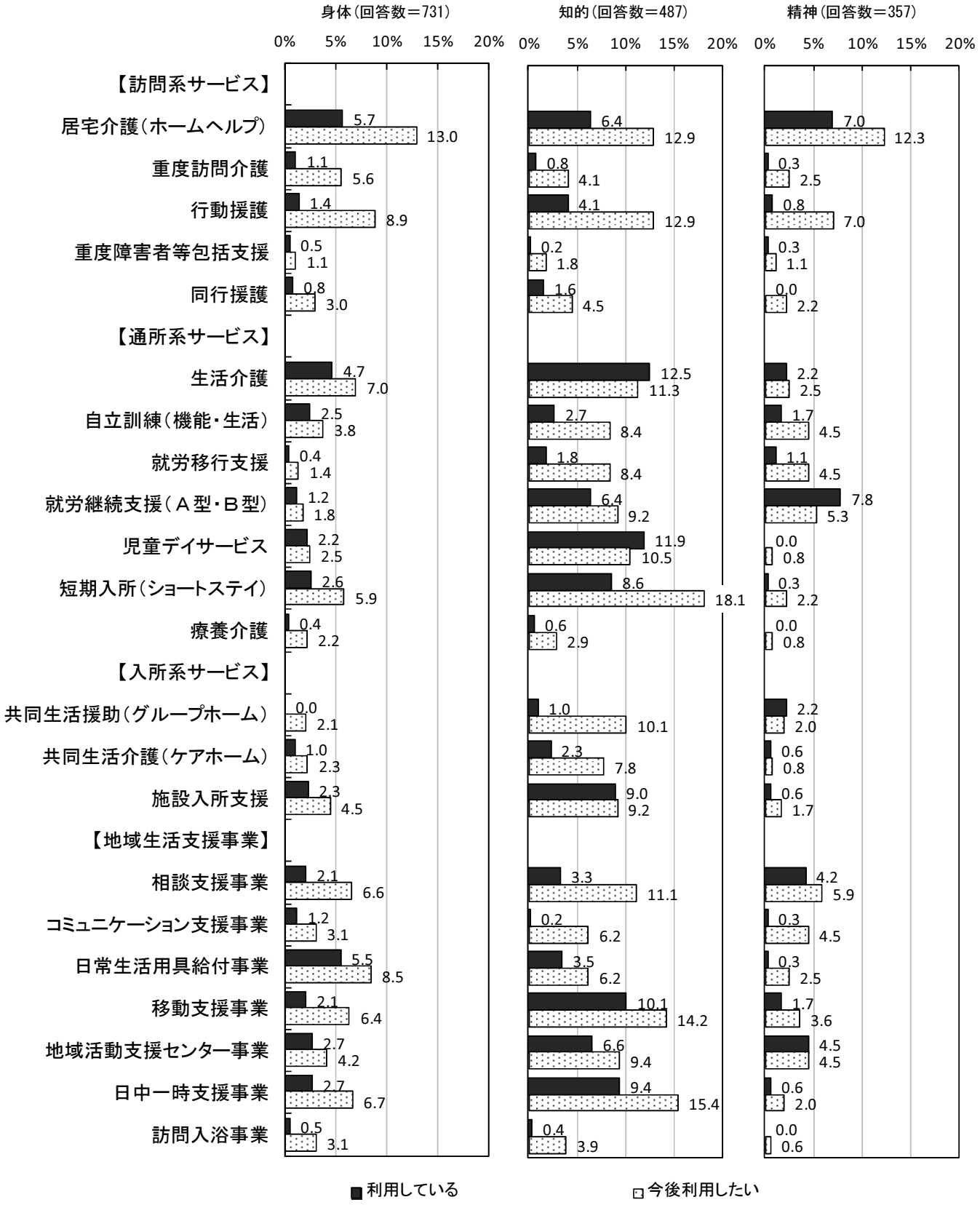

資料：アンケート調査（平成 23 年 11 月）

【就労状況】

障害者の就労状況は、身体障害者及び知的障害者でおよそ４割、精神障害者で３割弱となっており、他の障害に比べ、精神障害者の就労状況が低くなっています。

また、就労を続けていくために必要なことについて、知的障害者及び精神障害者では、「自分に合った仕事をみつける支援」が最も高く、身体障害者及び精神障害者では、「障害や病状に応じた勤務体制」が高くなっています。就労先を見つけるための支援と、障害を踏まえた勤務体制の確保が求められています。

■現在の就労状況

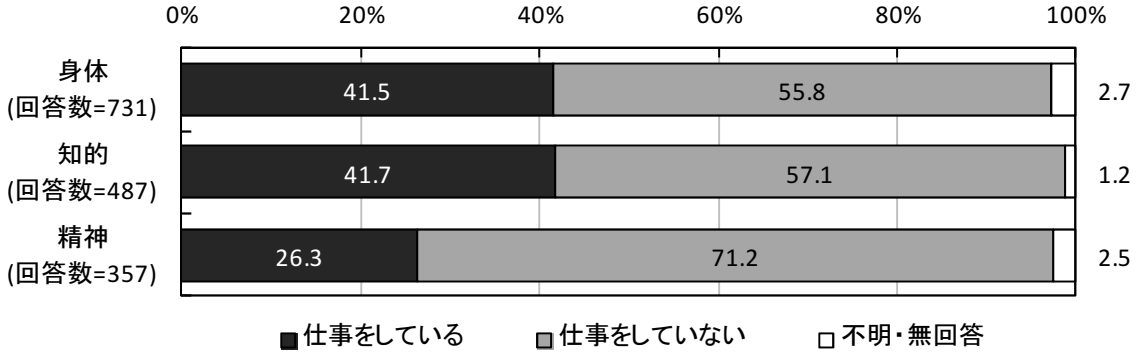

資料：アンケート調査（平成 23 年 11 月）

■就労を続けていくために必要なこと（回答数上位５項目を抜粋、不明・無回答を除く）

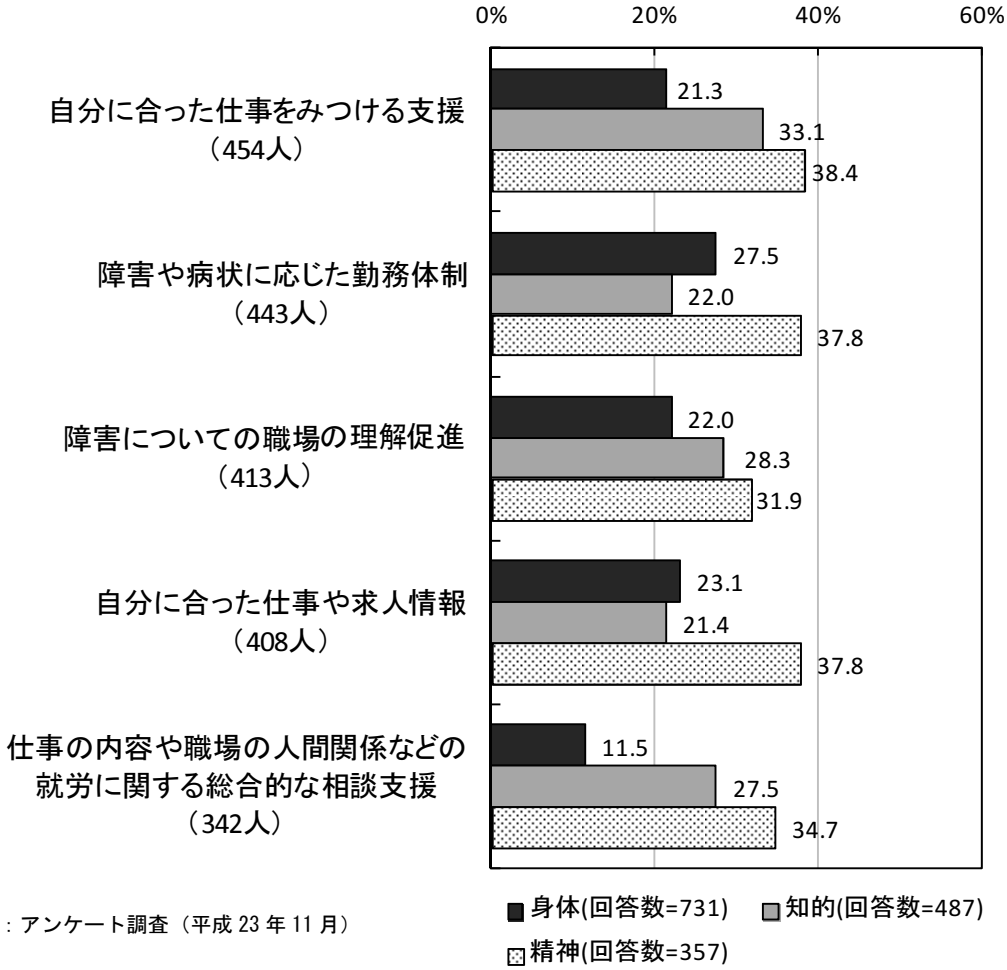

資料：アンケート調査（平成 23 年 11 月）

【市に取り組んでほしいサービスについて】

市に取り組んでほしいサービスは、身体障害者で「専門的な医療やリハビリテーション」、知的障害者は「障害者用の市営住宅やグループホーム・ケアホーム」、精神障害者は、「就労のための相談や訓練」が最も高くなっています。

また、障害種別を問わず「就労のための相談や訓練」や「相談支援」といった相談に関する内容が上位となっており、相談体制の充実が求められています。

■市に取り組んでほしいサービス（回答数上位８項目を抜粋、不明・無回答を除く）

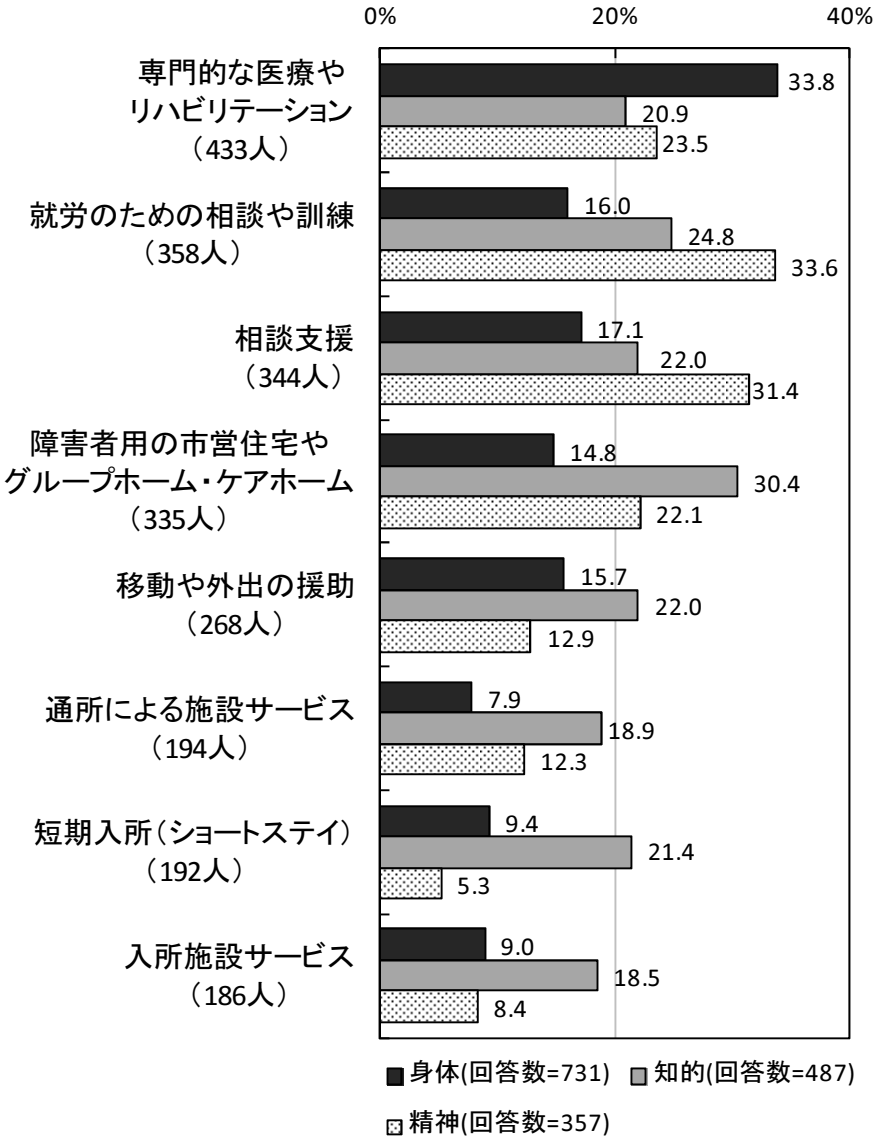

資料：アンケート調査（平成 23 年 11 月）

３　団体ヒアリングからみた現状と課題

（１）調査の実施概要

当事者団体や日頃から障害者と関わりのある活動に取り組むボランティア団体に対し、市を取り巻く現状や課題等について、調査シートを配付し意見募集を行いました。

【調査団体】

当事者団体	豊川市身体障害者福祉協会、豊川市視覚障害者福祉協会、豊川市ろうあ者福祉協会、豊川市知的障害者育成会、豊川市肢体不自由児（者）父母の会、豊川呼吸器友の会、豊川精神障がい者家族会むつみ会
ボランティア団体	豊川手話サークル　やじろべえ、手話サークル　いずみ、点訳サークル「あめんぼうの会」、点字さーくる・苺、こだまの会、きずなの会

（２）団体ヒアリングの結果について

■外出支援

平成 23 年 11 月から実証運行されているコミュニティバスをはじめ、外出しやすい環境づくりが必要となっています。また、移動支援事業に対し、長時間の利用への対応や利用対象者の拡大が求められています。

■コミュニケーションと情報提供

公共施設や病院等において、日頃から障害種別に関係なく情報を入手できる環境や設備の充実が求められています。

■就労の場の確保

障害者の就労先が不足しており、一般就労や福祉的就労等の社会参加できる場の確保が望まれています。

■共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の充実

市内における共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）が不足している状況であり、サービス提供事業者の確保が求められています。

■短期入所（ショートステイ）の充実

医療的ケアを受けることができ、緊急時に安心して預けられる短期入所（ショートステイ）の確保が求められています。

４　事業所調査からみた現状と課題

（１）事業所アンケート調査の実施概要

日頃から障害者に福祉サービスを提供している事業所に対し、現在の提供状況や今後の事業拡大の予定、市内の不足しているサービス等を把握し、事業量の算定の基礎資料とするためアンケート調査を行いました。

市内事業所（38 件）に対し、アンケートを配付し、31 件の事業所より回答がありました。

（２）事業所アンケート調査の結果について

■市に不足していると回答があったサービス

市に不足していると回答があったサービスについては、「共同生活介護及び共同生活援助」と回答した事業所が最も多くありました。次いで、多くあった回答として、障害者手帳所持者に実施した市民アンケート調査においても、今後の利用意向が高かった「就労移行支援及び就労継続支援」や「日中一時支援事業」「短期入所」であり、就労に関する支援のほか、入所や一時的に預けられる場が不足しているという結果となっています。

また、その他の意見として、通常の障害福祉サービスと並行し、医療的なケア体制の充実が求められています。

■事業所の今後の増員・新規参入予定

事業所の今後の増員や新規参入予定では、生活介護の事業拡大をはじめ、知的障害者や精神障害者で利用意向の高い、就労移行支援や就労継続（Ｂ型）での事業拡大が予定されています。

また、施設に入所している障害者の地域移行を推進していくため、共同生活介護・共同生活援助の事業拡大も予定されています。国の示す目標値の達成に向け、今後もサービスの確保を図っていくことが求められています。

第3章　計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　本計画における基本理念

（１）基本理念

本計画は、「第２次豊川市障害者福祉計画」と同様の「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念として共有し、調和のとれた計画とするため計画目標も同様に「自立して　ともに暮らす　地域で暮らす」を掲げます。

障害者が地域の中で自分らしく、安心して生活していくことができるよう、各種福祉サービスの基盤整備や提供体制の確保を図っていきます。

２　第３期計画の基本的な考え方

本計画は、障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、必要な時点による修正に柔軟に対応するものとします。

（１）障害福祉計画における国の基本的理念

①　障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害のある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に努めます。

②　市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化

障害福祉サービスについて、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、これまで身体障害・知的障害・精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じてサービス水準の地域間格差を適正化し、公平性を図ります。

また、発達障害者並びに高次脳機能障害者については、精神障害者に準じて法に基づく給付の対象となっており、その旨の周知啓発に努めます。

③　地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、課題となる地域生活移行や就労支援に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域でのサービス拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルなサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の確保に努めます。

（２）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図ります。

② 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、地域活動支援センター）をニーズに応じ確保します。

③ グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所や病院への入院をいう）から地域生活への移行を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

（３）相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

障害者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービスの適切な利用につなげるための支援体制が重要となります。

地域の実情を踏まえ適切な対応が図れるよう、相談支援の担い手の確保に努めるとともに、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）や成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行います。

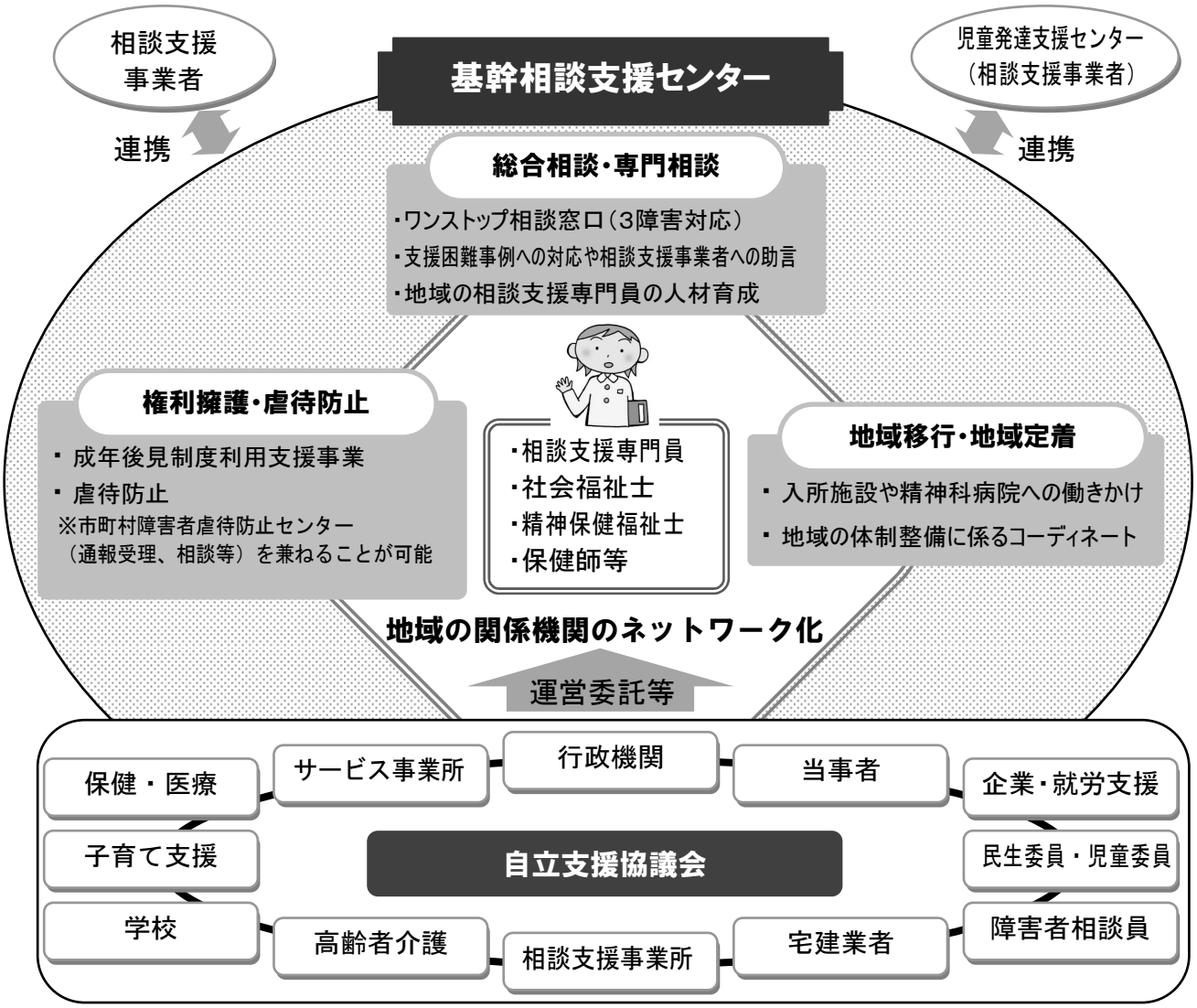

図：厚生労働省　基幹相談支援センターの役割のイメージ　参照

（4）障害者虐待防止に向けた取り組み

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）が制定され、平成 24 年 10 月 1 日から施行されることとなり、障害福祉サービス等の提供にあたり、利用者の人権の擁護や虐待防止等のための責任者の設置、従業員に対する研修の実施等、必要な措置が求められます。

本市においては、障害者虐待防止センターの検討を行い、通報・報告等の体制整備に努めるとともに、障害者虐待防止に向けた市民への周知啓発に取り組みます。

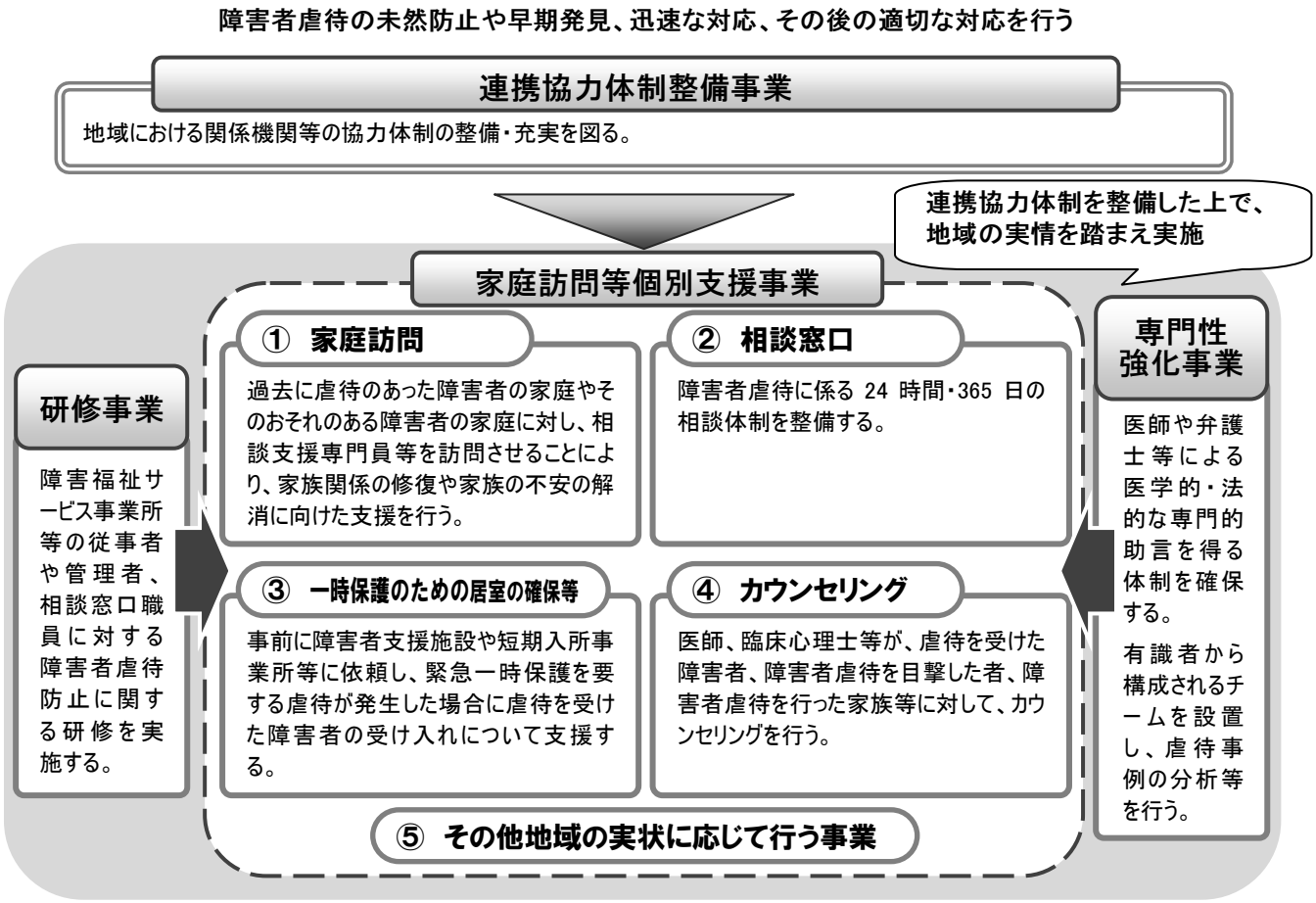

図：厚生労働省　障害者虐待防止対策支援事業のイメージ　参照

（５）障害者自立支援法の改正に伴う障害児及び発達障害者への取り組み

① 障害児支援サービス

障害児を対象にした入所サービスは「児童福祉法」、児童デイサービスといった通所サービスは「障害者自立支援法」に基づいて、サービス提供が行われてきましたが、法改正にともない、根拠法が「児童福祉法」へ一本化されることとなります。

本市では、制度変更による利用者の不利益を生じさせることがないよう、関係機関、サービス提供事業者と連携し、円滑なサービス提供を行うとともに、必要に応じたサービス提供を検討します。

② 発達障害者への支援

これまで発達障害者支援法において、その障害における理解と支援が義務付けられてきたものの、障害福祉サービスにおいて明確な位置付けがありませんでした。平成22年に一部改正された障害者自立支援法では、発達障害者のサービス利用をより円滑に進めるため、発達障害者が精神障害の中に含まれることが明記されました。

これにより、いまだ不十分であった発達障害者に対する支援の充実を図るとともに、改正の趣旨や福祉サービスの内容、利用方法について、一層の周知を行うことが必要です。

3　自立支援体制の構築

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。

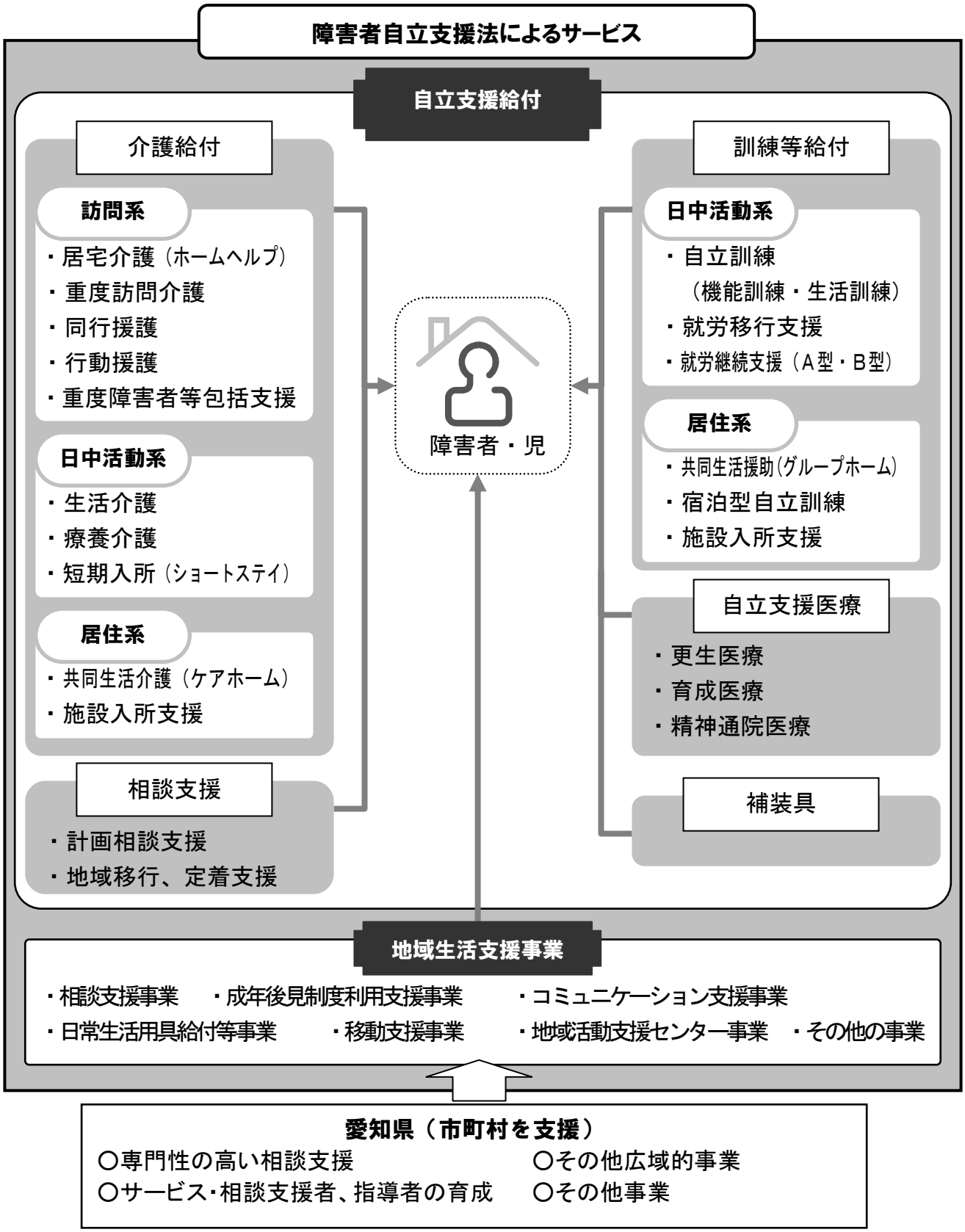

愛知県（市町村を支援）

○専門性の高い相談支援　　○その他広域的事業

○サービス・相談支援者、指導者の育成　　○その他事業

第4章　第３期計画における目標値

第４章　第３期計画における目標値

１　　数値目標の設定

（１）目標値の基本的な指針

①　基本指針

目標値設定については、障害者自立支援法に基づき、「障害福祉計画」において定める数値として、次の４つの目標値を設定します。

■施設の入所者の地域生活への移行

■福祉施設から一般就労への移行

■就労移行支援事業の利用者数

■就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合

なお、平成 26 年度を目標年度とし、４つの目標値の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、市の実情を勘案した上で設定します。

② 施設入所者の地域生活への移行

平成 26 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。当該数値目標の設定に当たっては、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の３割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

また、平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、１割以上削減することを基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定するものとします。

【数値目標の設定】

項目	数値	備考
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数（A）	156 人	※平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成 27 年 3 月 31 日時点の入所者数（B）	140 人	※平成 26 年度末時点の施設入所者数
【目標値】 削減見込（A－B）	16 人（10.3%）	※差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	47 人	※平成 17 年度の入所者のうち、平成 26 年度末までに施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する者の数

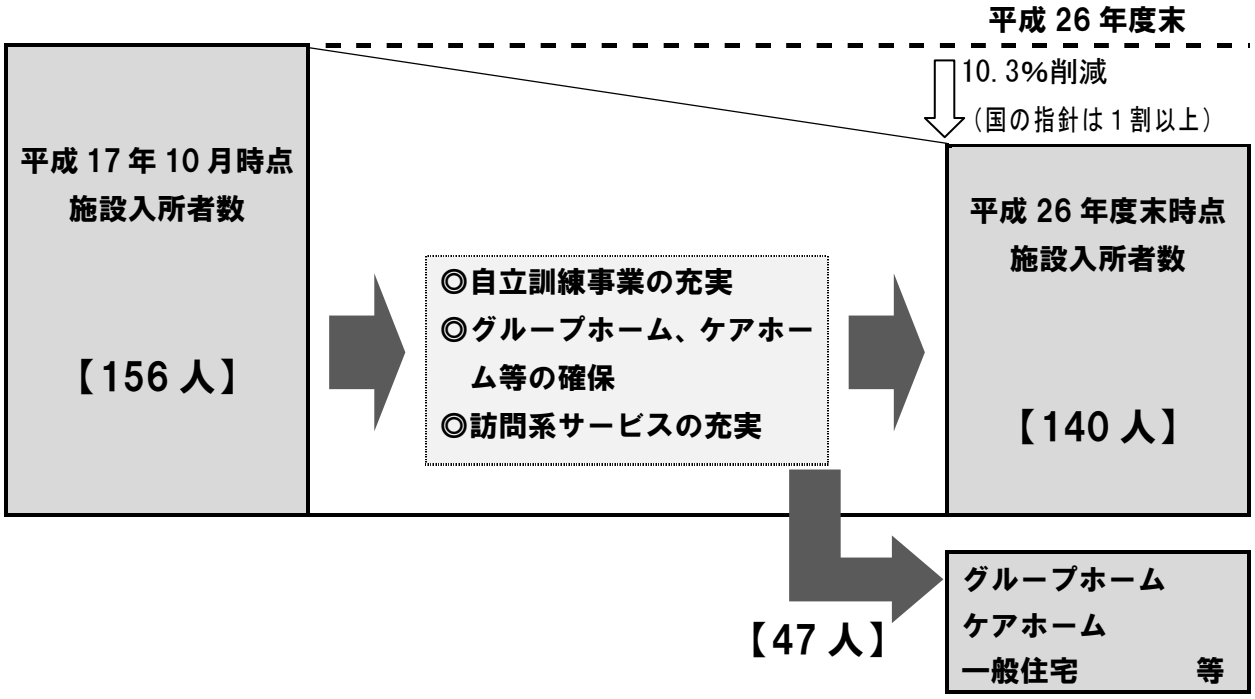

第１期計画時点の施設入所者数の
30.1%が移行（国の指針は３割以上）

③ 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

また、目標の設定に当たっては、平成 17 年度の一般就労への移行実績の４倍以上とすることを基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

【数値目標の設定】

項目	数値	備考
平成 17 年度年間一般就労移行者数	１人	※平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	10 人（10 倍）	※平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

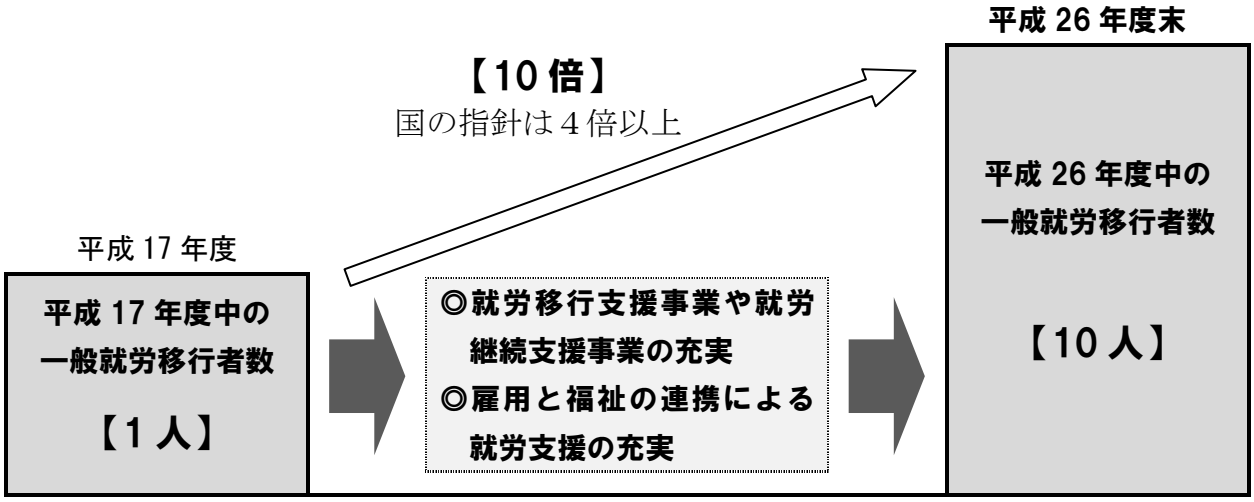

④ 就労移行支援事業の利用者数

平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、２割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

【数値目標の設定】

項目	数値	備考
平成 26 年度末の 福祉施設利用者数	788 人	※平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	84 人（10.7%）	※平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

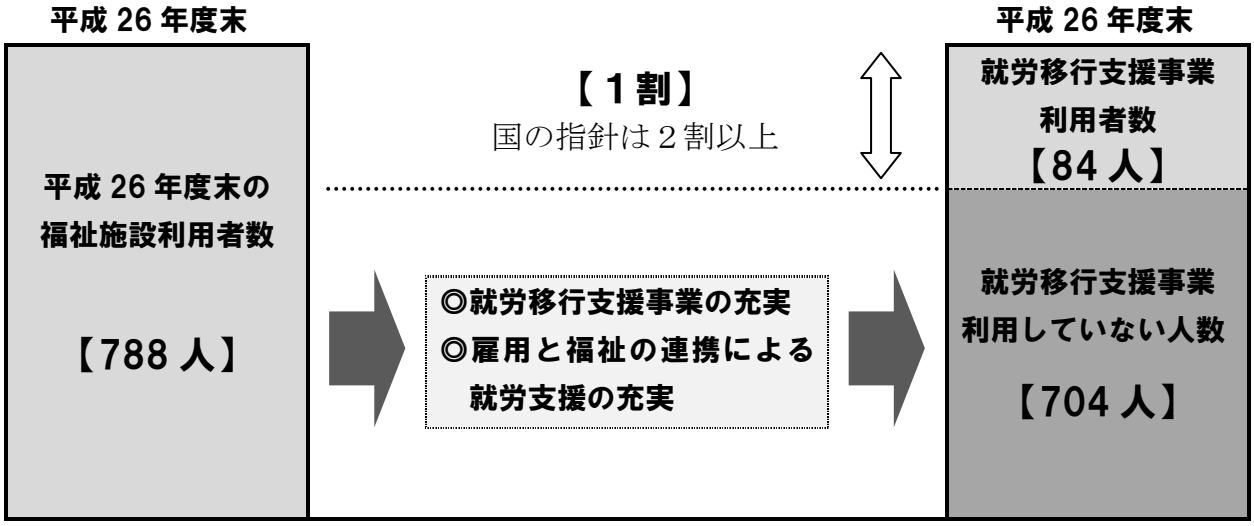

⑤ 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、３割以上は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

【数値目標の設定】

項目	数値	備考
平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数（A）	87 人	※平成 26 年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数	203 人	※平成 26 年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の利用者数（B）	290 人	※平成 26 年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者数の割合（A）／（B）	30.0%	※平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

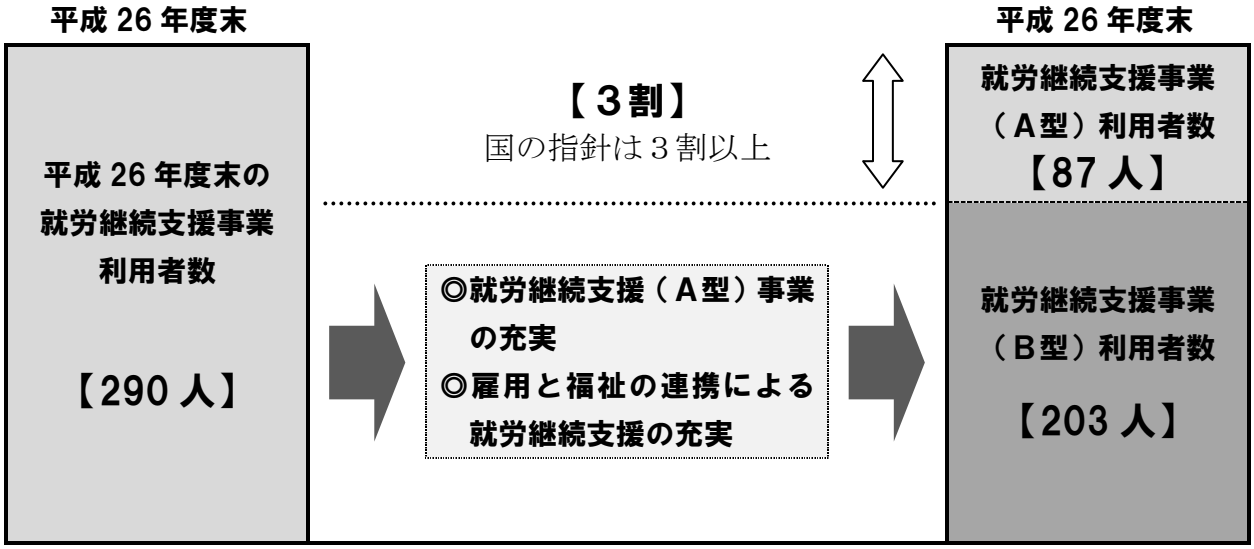

第5章　サービス見込量と確保のための方策

第５章　サービス見込量と確保のための方策

１　障害福祉サービスの見込み

（１）訪問系サービス

①　サービス内容

サービス	内　容
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で食事・入浴・排泄の介護等を行います。
重度訪問介護	自宅での食事・入浴・排泄の介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行います。
同行援護 （23 年 10 月創設）	視覚障害により、移動に著しく困難を有する障害者の外出時に同行し、必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の支援を行います。
行動援護	行動するときの危険を避けるために必要な援護のほか、外出したときの移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行います。

②　見込みの考え方

平成 21 年度、22 年度の月平均利用実績値と、障害者手帳所持者数の推移による伸びを基礎として算出しています。

また、月平均利用実績値が少ないサービスについては、実利用者数の状況を踏まえ算出し、平成 23 年 10 月より事業開始となった同行援護については、支給決定者を基に算出しています。

③ 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別		単位	第２期計画			第３期計画		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス合　計		人	109	132	164	187	212	240
		時間	2,869	3,479	4,250	4,891	5,566	6,280
	居宅介護	人	105	123	139	158	179	203
		時間	1,390	1,728	1,964	2,226	2,522	2,857
	重度訪問介護	人	3	5	6	7	8	9
		時間	1,466	1,722	2,100	2,450	2,800	3,150
	同行援護	人	―	―	14	16	18	20
		時間	―	―	140	160	180	200
	行動援護	人	1	4	5	6	7	8
		時間	13	29	46	55	64	73
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0

※平成21、22年度は実績値、平成23年度は利用実績による見込値

④ 今後の方策

障害者の在宅生活を支援し、自立した日常生活や社会生活を営む基盤として、安定したサービス提供が行われるよう、サービス提供事業者への継続的な指導・助言に努めます。

また、施設入所者や退院可能な精神障害者の自立した生活を支えるため、事業所との連携のもと、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

（2）日中活動系サービス

① サービス内容

サービス	内　容
生活介護	障害者支援施設等で、日中の食事・入浴・排泄の介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施します。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者や精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施します。
就労移行支援	就労を希望する障害者に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援を行います。
就労継続支援（Ａ型）	特別支援学校卒業者や離職した人を対象に、雇用契約に基づき働きながら一般就労も目指し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（Ｂ型）	年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
短期入所	短期間、夜間も含め、施設で食事・入浴・排泄の介護等を行います。
療養介護	主に日中の病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、日常生活上の世話を行います。

② 見込みの考え方

平成 21 年度、22 年度の月平均利用実績値と、障害者手帳所持者数の推移による伸びを基礎として算出しています。

また、近年の月平均利用実績値による変化率は、旧法施設からの移行が多く、急激な伸びとなっています。平成 24 年度以降の事業の見込量について、市民アンケートや事業所アンケートの結果などを考慮し算出しています。

③ 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別	単位	第２期計画			第３期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人	139	188	359	370	395	410
	人日	2,612	3,543	6,762	6,823	7,096	7,460
自立訓練（機能訓練）	人	1	0	0	1	1	1
	人日	2	0	0	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	人	0	1	1	2	2	3
	人日	0	21	22	44	44	66
就労移行支援	人	28	33	34	44	64	84
	人日	511	608	627	811	995	1,180
就労継続支援（Ａ型）	人	23	16	30	43	64	87
	人日	439	298	573	821	1,203	1,661
就労継続支援（Ｂ型）	人	68	129	160	190	197	203
	人日	1,145	2,113	2,665	3,040	3,176	3,272
短期入所	人	38	39	40	42	44	47
	人日	369	367	380	401	414	445
療養介護	人	1	1	1	11	11	11

※平成21、22年度は実績値、平成23年度は利用実績による見込値

④ 今後の方策

医療的ケアを必要とする障害者の緊急時に対応したサービス提供が行えるよう、医療機関をはじめとした関係機関との連携を図ります。

また、日中活動を希望する障害者のニーズに対応するとともに、施設入所者や入院中の精神障害者の地域移行、福祉施設からの一般就労への移行も見据え、就労を希望する障害者の積極的な社会参加を支援し、サービス事業所との連携のもと、サービス提供体制の確保に努めます。

（3）居住系サービス

① サービス内容

サービス	内　容
共同生活介護 （ケアホーム）	主に夜間の共同生活を行う住居として、食事・入浴・排泄の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間の食事・入浴・排泄の介護等を行います。

② 見込みの考え方

平成 21 年度、22 年度の月平均利用実績値を基礎として、旧法施設等からの移行を踏まえ、平成 24 年度以降の事業拡大について考慮し、算出しています。

また、施設入所は地域移行の流れを踏まえ、旧法施設からの移行に伴う増加について加味するも、平成 24 年度以降について、共同生活介護や共同生活援助などへの移行を考慮し減少として算出しています。

③ 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第２期計画			第３期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護 ・ 共同生活援助	人	56	60	68	80	100	120
施設入所支援	人	53	63	158	155	147	140

※平成 21、22 年度は実績値、平成 23 年度は利用実績による見込値

④ 今後の方策

介護者の高齢化が進行しており、親亡き後の生活を安心し過ごせるよう、生活の場の確保が求められます。また、施設入所者の地域移行により、共同生活介護・共同生活援助の需要が高まることを見据え、サービス事業所との連携のもと、サービス提供体制の充実を図っていきます。

（４）相談支援（サービス利用計画作成）

① サービス内容

サービス	内　容
計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障害者を対象に、支給決定や支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所等している者が地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている者で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

② 見込みの考え方

障害福祉サービスの利用実績や障害者手帳所持者数の伸びを考慮し、「障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について（厚生労働省）」を基に算出し、平成 26 年度までにすべての支給決定者への計画作成の実施を踏まえ、平成 24 年度以降について段階的な増加を加味しています。

③ 見込量（１月当たり）

サービス種別	単位	第３期計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人	78	103	110
地域移行支援	人	3	4	6
地域定着支援	人	9	9	11

④ 今後の方策

相談支援については、対象者の拡大や入所施設等から地域生活へ移行する人の支援「地域移行支援」と地域移行した単身者等を支援する「地域定着支援」の対象者となる障害者の把握に努め、相談支援事業所や関係機関、障害者地域自立支援協議会と連携し、サービス提供に必要な人材や実施体制の確保に努めます。

2　地域生活支援事業の見込み

（1）相談支援事業

①　サービス内容

サービス	内　容
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じて、必要な情報の提供、助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。 障害種別に応じた相談支援に関する実績やノウハウを持つ事業者に委託し、実施します。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）、成年後見制度利用支援事業等を実施します。
市町村相談支援機能強化事業	豊川市の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、相談支援事業の一環として実施し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

②　実績と見込量（年間当たり）

サービス種別	単位	第２期計画			第３期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	箇所	6	5	7	7	7	7
基幹相談支援センター	設置	―	―	―	―	○	○
市町村相談支援機能強化事業	実施	―	○	○	○	○	○
住宅入居等支援事業	実施	―	―	―	―	○	○

※平成21、22年度は実績値、平成23年度は利用実績による見込値

③ 今後の方策

相談支援事業については、引き続き相談支援事業者に事業を委託し、障害者に対する必要な情報の提供や助言を行うとともに、サービスの利用支援に努めます。

また、地域の相談支援の拠点として、３障害に対応した総合的な相談業務や虐待防止、権利擁護等における必要な支援を行うとともに、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する支援等にも取り組む基幹相談支援センターの設置に努めます。

（２）成年後見制度利用支援事業

① サービス内容

サービス	内　容
成年後見制度 利用支援事業	知的障害・精神障害者で判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、相談支援事業の一環として実施し、豊川市成年後見制度実施要綱に基づき、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

② 実績と見込量（年間当たり）

サービス種別	単位	第２期計画			第３期計画		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用 者数	1	0	0	1	3	5

※平成 21、22 年度は実績値、平成 23 年度は利用実績による見込値

③ 今後の方策

成年後見制度利用支援事業については、基幹相談支援センターを中心に、成年後見制度の利用を促進し、障害者の権利を守ります。

（３）コミュニケーション支援事業

① サービス内容

サービス	内　容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業です。 意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者と、その他の人の意思疎通を仲介します。
手話通訳者設置事業	聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るために、手話通訳者を設置します。

② 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別	単位	第２期計画			第３期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	40	44	46	48	49	50
手話通訳者設置事業	設置者数	0	1	1	1	1	1

※平成21、22年度は実績値、平成23年度は利用実績による見込値

③ 今後の方策

障害者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の確保に努め、サービス提供体制の充実を図るとともに、手話講習会の開催や手話通訳者養成事業への参加を促進し、質の向上を図ります。

（4）日常生活用具給付等事業

① サービス内容

サービス	内　容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具などです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、調理、移動などの自立生活を支援する用具などです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具などです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具などです。
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用具などです。
居住生活動作補助用具（住宅改修）	居宅生活動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

② 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別	単位	第２期計画			第３期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護･訓練支援用具	件	1（6）	1（9）	1（12）	2（15）	2（18）	2（21）
自立生活支援用具	件	2（18）	2（24）	4（40）	4（40）	4（46）	5（52）
在宅療養等支援用具	件	3（29）	3（35）	4（45）	4（47）	5（53）	5（59）
情報・意思疎通支援用具	件	2（14）	2（20）	3（26）	3（32）	4（38）	4（44）
排泄管理支援用具	件	240（2,807）	230（2,303）	239（2,866）	245（2,935）	251（3,005）	257（3,077）
居住生活動作補助用具（住宅改修）	件	1（5）	1（5）	1（10）	1（6）	1（7）	1（7）

※平成21、22年度は実績値、平成23年度は利用実績による見込値
※（　）内は年間件数

③ 今後の方策

日常生活用具給付等事業については、在宅で生活する重度障害者等をはじめ、障害者等が自立した生活が送れるよう、事業の周知を図るとともに、障害の特性に応じた適切な日常生活用具を給付します。

（５）移動支援事業

① サービス内容

サービス	内　容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出支援を行う事業です。 個別支援型（利用者１人に対し、ホームヘルパー１人が対応）として、実施します。

② 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別	単位	第２期計画			第３期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	人	139	146	152	158	165	172
	時間	1,172	1,208	1,324	1,380	1,438	1,498

※平成21、22年度は実績値、平成23年度は利用実績による見込値

③ 今後の方策

移動支援事業については、障害の特性やニーズに応じた外出支援が行えるよう提供体制の整備に努めるとともに、障害を理由に外出を控えている人たちの外出の機会づくりとして、事業の促進を図ります。

（６）地域活動支援センター事業

① サービス内容

サービス	内　容
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。

② 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別	単位	第２期計画			第３期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター事業	箇所	7	6	5	4	4	3
	実利用者数	202	199	135	121	121	106

※平成21、22年度は実績値、平成23年度は利用実績による見込値

③ 今後の方策

地域活動支援センターについては、障害者が自立し、障害の特性に応じた創作的活動や生産活動ができるよう活動の場の充実を図り、社会との交流を促進し、地域生活支援の促進が図られるよう努めます。

（7）その他の事業

① サービス内容

サービス	内　容
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息、その他冠婚葬祭や病気等の緊急時の一時的な預かり支援を目的に、障害者等の日中における活動の場を提供する事業です。
訪問入浴サービス事業	重度身体障害者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
更生訓練費給付事業	施設に入通所する身体障害者を対象に、更生訓練費を支給する事業です。
手話通訳者養成事業	手話通訳者を養成する事業です。手話講習会（入門）の修了者等を対象とした手話講習会（基礎）を開催します。

② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第２期計画			第３期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	利用日数	313	328	358	400	430	440
訪問入浴サービス事業	実利用者数	5	6	6	6	7	7
更生訓練費給付事業	実利用者数	5	0	0	1	1	1
手話通訳者養成事業	回／年	1	0	0	1	1	1

※平成21、22年度は実績値、平成23年度は利用実績による見込値

③ 今後の方策

今後もサービスの充実を図っていくとともに、事業所と連携しつつ、サービス提供量の確保と質の向上に努めます。

日中一時支援事業については、利用実績が増加傾向にあり、今後も利用が見込まれるため、事業の周知とともに、引き続き事業の充実を図り、障害者や介護者の支援に取り組みます。

訪問入浴サービス事業については、事業対象者の適切な把握と事業の周知に努めます。

更生訓練費給付事業については、利用者の実状に応じ、事業内容の検討を行います。

手話通訳者養成事業については、手話講習会の開催に取り組み、手話通訳者の確保に努めます。

第6章　計画の推進と点検・評価

第６章　計画の推進と点検・評価

１　計画の推進

本計画の推進において、効果的・総合的な施策の推進を図るため、就労支援や地域生活への移行支援等の福祉分野だけでなく、保健・医療、雇用、教育等の多様な分野との連携を強化します。

また、障害福祉サービス量の確保にあたり、近隣市町も含めたサービス提供事業者等の関係機関と連携し、体制の整備や情報の共有を図り、計画を推進します。

２　点検･評価

本計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表等で構成される「豊川市障害者地域自立支援協議会」に報告し、サービスの利用実績や地域生活移行の進捗状況等、点検・評価を受けるとともに計画の施策に必要な事業の検討を行います。

３　計画の周知･情報提供

本計画の推進にあたり、障害者に対して計画の周知や情報提供に努めます。また、障害者の地域移行を促進するため、サービスの基盤整備や地域住民・企業に対する協力、理解の促進に向けた啓発活動に取り組みます。

資料編

資料編

1　計画策定のスケジュール

月	平成 23 年度　スケジュール		
	作業項目	協議・報告事項等	策定委員会
９月	・基礎データの収集 ・現状データの収集 ・アンケート調査内容の検討		
10 月	・アンケート調査内容の検討 ・障害者関係団体へのヒアリング調査内容の検討	①第２期豊川市障害福祉計画の概要について ②第３期豊川市障害福祉計画の概要について ③アンケート調査について ④団体ヒアリングについて	第１回策定委員会 10 月 12 日 午後１時 00 分～
11 月	・アンケート調査の実施 ・障害者関係団体へのヒアリング調査の実施 ・サービス見込み量の検討 ・計画書素案（第１章～第３章）の作成	11 月７日～21 日に アンケート調査を実施 11 月 17 日～22 日に ヒアリング調査を実施	
12 月	・ヒアリング調査報告書の作成 ・サービス見込み量の設定 ・計画書素案の作成	①第３期豊川市障害福祉計画【計画素案】について ②ヒアリング調査報告書について	第２回策定委員会 12 月 26 日 午後１時 30 分～
１月	・アンケート報告書の作成 ・サービス見込み量の設定 ・計画書案の作成	①第３期豊川市障害福祉計画【計画案】について ②アンケート調査報告書について	第３回策定委員会 １月 25 日 午後１時 30 分～
２月	・パブリックコメントの実施 ・計画書案の作成 ・概要版の作成		
３月	・パブリックコメントの回答 ・計画書最終案の作成 ・概要版の作成	①第３期豊川市障害福祉計画【最終案】について ②計画の概要版について	第４回策定委員会 ３月 19 日 午後１時 30 分～

２　豊川市障害者福祉計画及び障害福祉計画策定委員会

（１）設置要綱

（目的及び設置）

第１条　第２次豊川市障害者福祉計画中間点検及び第３期豊川市障害福祉計画策定（以下「福祉計画」という。）にあたり、福祉計画の基本方針その他必要な事項について幅広い視野から協議するため、豊川市障害者福祉計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　策定委員会は、別表に掲げる団体の代表者等で組織し、市長が委嘱する。

（任期）

第３条　委員の任期は、委嘱をした日から平成 24 年３月 30 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

３　委員長は、委員会の会務を総理する。

４　副委員長は、委員長が補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議等）

第５条　策定委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

４　策定委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第６条　策定委員会の事務局は、健康福祉部福祉課に置く。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 23 年８月８日から施行する。

別表（第２条関係）

豊川市視覚障害者福祉協会
豊川市身体障害者福祉協会
豊川市知的障害者育成会
豊川市ろうあ者福祉協会
豊川市肢体不自由児者父母の会
豊川呼吸器友の会
豊川精神障がい者家族会むつみ会
豊川市民生委員児童委員協議会連絡会
豊川市ボランティア連絡協議会
豊川市社会福祉協議会
豊川市社会福祉施設協会
愛知県立豊川養護学校
豊川市連区長会
豊川市医師会
豊川歯科医師会
豊川保健所
愛知県東三河福祉相談センター
豊川公共職業安定所
豊川市健康福祉部

（2）委員名簿

豊川市障害者福祉計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿

氏　名	団 体 名	役　職	備　考
伊藤　亮三	豊川市民生委員児童委員協議会	会　長	委員長
武田　勇次郎	豊川市身体障害者福祉協会	会　長	副委員長
岩本　節郎	豊川市視覚障害者福祉協会	副会長	委員
田中　しづ江	豊川市知的障害者育成会	会　長	
山本　雅史	豊川市ろうあ者福祉協会	会　長	
夏目　仲世	豊川市肢体不自由児者父母の会	会　長	
岡田　佳子	豊川呼吸器友の会	会　長	
髙柳　進一	豊川精神障がい者家族会むつみ会	会　長	
野村　公樹	豊川市ボランティア連絡協議会	会　長	
大林　充始	豊川市社会福祉協議会	地域福祉課長	
都築　裕之	豊川市社会福祉施設協会	会　長	
鈴木　泰公	愛知県立豊川養護学校	教　頭	
藤井　孝男	豊川市連区長会	理　事	
大橋　茂樹	豊川市医師会	理　事	
天野　泰延	豊川歯科医師会	副会長	
藤井　昌代	愛知県豊川保健所	健康支援課課長補佐	
橋本　栄夫	愛知県東三河福祉相談センター	次　長	
岸　　信夫	豊川公共職業安定所	統括職業指導官	
田口　真彦	豊川市健康福祉部	部　長	

第3期豊川市障害福祉計画

発　　行 ： 平成 24 年3月
編　　集 ： 豊川市　健康福祉部　福祉課
住　　所 ： 〒442-8601
豊川市諏訪一丁目1番地
TEL　0533-89-2131(直通)
FAX　0533-89-2137